

下水道事業の独立採算を目指して

下水道使用料金の改定に係る自治会説明会のお願い

広報北栄2月号（1月末発行）において、「これからどうなる！？下水道料金」と下水道使用料審議会の答申をお知らせしたところです。

この答申書（下記）には、低所得者や高齢者世帯に配慮しながら、下水道料金の増額を求める内容となっています。

本町の下水道事業の現状や将来見通しを鑑みますと、審議会の答申を重く受け止め、使用料の改定は避けて通れない問題と考えております。

みなさんに下水道事業についてご理解をいただくため、地域整備課職員が自治会に出向き、本町における下水道事業の現状説明を行いたいと考えております。

説明会を開催いただける自治会がありましたら、下記担当にまでご連絡いただきますようお願いいたします。

*説明会は5月から9月までの期間で、自治会の開催希望日に実施させていただきます。また、単独の説明会でなく、役員会、老人クラブなどの会合の一部の時間をいただくことも可能です。

記

【答申の概要】

- ① 下水道料金を平均 15.7%改定する。
- ② 基本料金は、3,150 円（現行 2,835 円）、超過料金 210 円（現行 178.5 円）とする。
- ③ 改定時期は、平成 25 年度とする。町民への周知徹底の期間を置くこと。
- ④ 平成 30 年代には資本費回収率 100%を目指し、3 年毎に検討を行うこと。
*平成 23 年度の資本回収率 は 4.1%です。

【付帯意見】

- ① 整備事業の推進と水洗化率の向上を図ること。
- ② 収納率の向上を図ること。
- ③ 維持管理費の縮減に努めること。

地域整備課 上下水道室
担当：山本 三谷
電話：36-5566

平成 25 年 1 月 9 日

北栄町長 松本 昭夫 様

北栄町下水道使用料審議会
会長 岩井 和由

下水道使用料について (答申)

平成 24 年 11 月 5 日付け発北下水第 112 号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

1 下水道使用料の改定率

下水道使用料の平均改定率を、15.7%改定されることが適当である。

改定時期は、平成 25 年度とし 3 年毎にその都度適切な使用料を算定するものとする。

【平均改定率】

項	目	金額 (千円)
改定後の使用料収入 (平成 25 年度～平成 27 年度)	A	750,806
改定前の使用料収入 (平成 25 年度～平成 27 年度)	B	649,151
差 額	A - B	101,655
平均改定率	$(A-B) / B \times 100$	15.7%

2 下水道使用料の改定単価

使用料改定にあたり、低所得者並びに高齢者世帯に配慮し基本料金の改定を低く抑えつつ総合的に検討を行い、使用水量ごとの使用料単価は、次のとおりとする。

2 箇月分の排除汚水量に対する使用料改定単価。

(単位：円、%)

使用料区分	排除汚水量	改定前	改定後	差額	改定率
基本料金	20m ³ まで	(2,700)	(3,000)	(300)	11.1
		2,835	3,150	315	
超過料金	20m ³ を超え 1m ³ 当たり	(170)	(200)	(30)	17.6
		178.5	210	31.5	

※ 上段 () 書きは、税抜き。下段は、税込

3 改定理由

○下水道事業経営及び町財政の健全化

下水道事業は特別会計で運営され、独立採算が求められる事業である。このため、汚水処理費としての維持管理費及び資本費は受益者負担による使用料で賄うのが原則である。しかし、下水道事業における平成 23 年度決算においては、このうち半分も使用料収入で賄っていない現状で、不足分を一般会計からの繰出金で補っているところである。

下水道事業の公共性から公費での責任部分はあるものの、使用料で賄うべき費用に対する余分な支出を続けることは、他の行政サービスに必要な財源の確保が困難となり町政に多大な影響をあたえることとなる。このため、下水道会計への一般会計繰出金を縮減する必要がある。

4 使用料改定の時期

使用料改定の実施は、平成 25 年度とする。ただし、実施にあたっては、町民への周知徹底の期間をおくものとする。

また、今後の改定は、平成 30 年代には資本費回収率 100%を目指しつつ、適正な使用料を 3 年毎に検討を行うこと。

5 付帯意見

使用料改定にあたり経営安定化のため、下記の事項について特に取り組みを進めることを求めます。

(1) 水洗化率の向上

公共下水道は、地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全することを目的に、事業をすすめられている。この目標達成のためには、下水道未接続者の解消に向けた取り組みを強化し、水洗化率の向上に努めること。

あわせて、「水洗便所等改造資金利子補助制度」についても、水洗化率向上の一つの手段として、十分活用されること。また、水洗化向上のため新たな施策の検討を行うこと。

(2) 収納率の向上

利用者負担の公平性を確保し、下水道事業経営の健全化が図れるよう収納率の向上に引き続き努めること。

(3) 維持管理費の縮減

終末処理場やポンプ場施設など下水道施設の計画的な修繕及び維持管理を行うなど施設設備の延命化を図り、維持管理費の縮減に努めること。